

事 務 連 絡

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

各

(都 道 府 県)	衛生主管（部）局 御中
	保 健 所 設 置 市		
	特 別 区		

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

官報掲載事項の誤りについて

平成 24 年 3 月 15 日付け官報において告示した「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成 24 年厚生労働省告示第 130 号）の改め文に別紙 1 のとおり誤りがあり、後日、官報に掲載の予定ですのでお知らせいたします。

これに伴い、平成 24 年 3 月 15 日付け食安発第 0315 第 1 号の第 3 の 2 についても、別紙 2 のとおり訂正することとします。

正	誤
<p>食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、改正後の第1食品の部A食品一般の成分規格の項の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水（果実飲料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号）第二条に規定する果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十四号）第二条に規定するにんじんジュース及びにんじんミックスジュース並びにトマト加工品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十二号）第二条に規定するトマトジュース、トマトミックスジュース及びトマト果汁飲料を除く。以下同じ。）及び酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）<u>（いずれも米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用に供される部分（筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。）並びに大豆を原材料とするものを除く。）</u>にあつては一キログラム当たり二百ベクレル、同日までに製造され、加工され、又は輸入</p>	<p>食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、改正後の第1食品の部A食品一般の成分規格の項の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水（果実飲料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号）第二条に規定する果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十四号）第二条に規定するにんじんジュース及びにんじんミックスジュース並びにトマト加工品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十二号）第二条に規定するトマトジュース、トマトミックスジュース及びトマト果汁飲料を除く。以下同じ。）及び酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）</p> <p style="text-align: right;">にあつて</p> <p>は一キログラム当たり二百ベクレル、同日までに製造され、加工され、又は輸入</p>

された食品（清涼飲料水、酒類、米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分並びに大豆並びに米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分

並びに大豆を原材料として製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。)にあっては一キログラム当たり五百ベクレル、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあっては一キログラム当たり五百ベクレル（平成二十四年九月三十日までの間に限る。）、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成二十四年九月三十日までに製造され、加工され、又は輸入された食品（清涼飲料水及び酒類を除く。）にあっては一キログラム当たり五百ベクレル、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成二十四年九月三十日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水及び酒類にあっては一キログラム当たり二百ベクレル、大豆にあっては一キログラム当たり五百ベクレル（平成二十四年十二月三十一日までの間に限る。）、大豆を原材料として平成二十四年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された食品（清涼飲料水及び酒類を除く。）にあっては一キログラム当たり五百ベクレル、大豆を原材料として平成二十四年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼

された食品（清涼飲料水、酒類、米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分並びに大豆並びに米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用に供される部分（筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。）並びに大豆を原材料として製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。)にあっては一キログラム当たり五百ベクレル、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあっては一キログラム当たり五百ベクレル（平成二十四年九月三十日までの間に限る。）、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成二十四年九月三十日までに製造され、加工され、又は輸入された食品

にあっては一キログラム当たり五百ベクレル、

大豆にあっては一キログラム当たり五百ベクレル（平成二十四年十二月三十一日までの間に限る。）、大豆を原材料として平成二十四年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された食品

にあっては一キログラム当たり五百ベクレル

<p><u>飲料水及び酒類</u>にあつては一キログラム <u>当たり二百ベクレル</u>を超える濃度のセシ ウムを含有するものであつてはならない ものとする。</p>	<p>を超える濃度のセシ ウムを含有するものであつてはならない ものとする。</p>
--	--

正	誤
<p>平成24年4月1日から適用すること。</p> <p>ただし、乳等告示の本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入された乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品のうち、乳及び乳製品に係る放射性物質にあつては200Bq/kgを超える濃度のセシウムを、乳及び乳製品を主要原料とする食品に係る放射性物質にあつて500Bq/kgを超える濃度のセシウムを含有してはならないこと。</p> <p>また、規格基準告示の第1食品の部A食品一般の成分規格の項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入された食品のうち、清涼飲料水（果実飲料品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1634号）第2条に規定するにんじんジュース及びにんじんミックスジュース並びにトマト加工品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1632号）第2条に規定するトマトジュース、トマトミックスジュース及びトマト果汁飲料を除く。以下同じ。）及び酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類（以下「酒類」という。）（<u>いずれも米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用に供される部分（筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食</u></p>	<p>平成24年4月1日から適用すること。</p> <p>ただし、乳等告示の本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入された乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品のうち、乳及び乳製品に係る放射性物質にあつては200Bq/kgを超える濃度のセシウムを、乳及び乳製品を主要原料とする食品に係る放射性物質にあつて500Bq/kgを超える濃度のセシウムを含有してはならないこと。</p> <p>また、規格基準告示の第1食品の部A食品一般の成分規格の項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入された食品のうち、清涼飲料水（果実飲料品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1634号）第2条に規定するにんじんジュース及びにんじんミックスジュース並びにトマト加工品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1632号）第2条に規定するトマトジュース、トマトミックスジュース及びトマト果汁飲料を除く。以下同じ。）及び酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類（以下「酒類」という。）</p>

用部分」という。)並びに大豆を原材料とするものを除く。) にあっては200Bq/kg、同日までに製造され、加工され、又は輸入された食品(清涼飲料水、酒類、米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分

並びに大豆並びに米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分並びに大豆を原材料として製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。) にあっては500Bq/kg、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあっては500Bq/kg(平成24年9月30日までの間に限る。)、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成24年9月30日までに製造され、加工され、又は輸入された食品(清涼飲料水及び酒類を除く。) にあっては500Bq/kg、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成24年9月30日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水及び酒類にあっては200Bq/kg、大豆にあっては500Bq/kg(平成24年12月31日までの間に限る。)、大豆を原材料として平成24年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入された食品(清涼飲料水及び酒類を除く。) にあっては500Bq/kg、大豆を原材料として平成24年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水及び酒類にあっては200Bq/kgを超える濃度のセ

にあっては200Bq/kg、同日までに製造され、加工され、又は輸入された食品(清涼飲料水、酒類、米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。))並びに大豆並びに米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分並びに大豆を原材料として製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。) にあっては500Bq/kg、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあっては500Bq/kg(平成24年9月30日までの間に限る。)、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成24年9月30日までに製造され、加工され、又は輸入された食品 にあ

大豆にあっては500Bq/kg(平成24年12月31日までの間に限る。)、大豆を原材料として平成24年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入された食品

にあっては500Bq/kg
を超える濃度のセシウムを含有するもの

シウムを含有するものであってはならないものとしたこと。	であってはないものとしたこと。
-----------------------------	-----------------